

津 広 水 監 発 第 3 号

平 成 2 8 年 9 月 6 日

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

企 業 長 葛 西 憲 之 殿

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

監 査 委 員 常 田 猛

監 査 委 員 長 谷 川 勝 則

平 成 2 8 年 度 津 軽 広 域 水 道 企 業 団 定 期 監 査 の
結 果 に 関 する 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 同 条 第 4 項 の 規 定 に
よ る 平 成 2 8 年 度 定 期 監 査 を 実 施 し た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 監 査 の 結 果
に 関 する 報 告 書 を 提 出 す る。

津 広 水 監 発 第 3 号

平 成 2 8 年 9 月 6 日

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会

議 長 高 樋 憲 様

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

監 査 委 員 常 田 猛

監 査 委 員 長 谷 川 勝 則

平 成 2 8 年 度 津 軽 広 域 水 道 企 業 団 定 期 監 査 の
結 果 に 関 する 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に
よ る 平 成 2 8 年 度 定 期 監 査 を 実 施 し た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 監 査 の 結 果
に 関 する 報 告 書 を 提 出 す る 。

平成28年度津軽広域水道企業団 定期監査の結果に関する報告

1 監査実施年月日

平成28年7月8日（金）及び平成28年7月11日（月）

2 監査の実施対象

- (1) 津軽事業部水道用水供給事業
- (2) 西北事業部水道事業

3 監査の対象年度

平成27年度

4 監査の概要

監査に当たっては、財務に関する事務及び行政事務の執行が効率的かつ合理的になされているかどうか特に意を用い、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、関係諸帳簿と証拠書類との照合、実査又は関係職員からの事情聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 固定資産等管理業務 | 土地、建物及び貯蔵品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工管理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

5 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算は、法令等に基づいて適切かつ効率的に執行され、経理事務は、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納、資金前途並びに概算払などに関する事務については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(3) 契約に関する事務

工事、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行され、交付等の事務手続は良好に処理されているものと認められた。

(5) 固定資産等管理業務

土地、建物などの固定資産、貯蔵品及び物品などの維持管理については、おおむね良好であるものと認められた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(7) その他行政事務

行政事務の執行及び管理の状況などについては、おおむね良好であるものと認められた。

全般的な監査の結果は以上のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。